8　施行令第三条第十六項に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。第三十四項第一号において同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項及び第三十四項において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この号及び同項第一号において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る次に掲げる書類の区分に応じそれぞれ次に定める電磁的記録又は情報（次号において「添付書類記載情報」という。）をその提供すべき施行令第三条第七項の申請書に記載すべき事項に係る情報（同号において「申請書記載情報」という。）に併せて送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

イ　当該申請書に添付すべき書類（ロに掲げる書類を除く。イ及び次項において「証明書類」という。）　当該証明書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）

ロ　前項各号に掲げる書類　当該書類に記載すべき事項に係る情報

二　光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する受信者ファイル（申請書記載情報が記録されたものに限る。）に添付書類記載情報を記録したものを交付する方法

9　証明書類に記載されるべき事項を前項各号に掲げる方法により記録し、又は交付する場合におけるその記録又は交付に関するファイル形式については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項（同条第三項第二号に掲げる方法に係る部分に限る。）の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式とする。

第三条の十九第一項第一号中「場合にあつては」を「場合には」に、「第十四項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同項第二号中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項第三号中「第四項第一号」を「第五項第一号」に、「第九項第一号」を「第十一項第一号」に、「第五項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項第八号中「次項第四号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第五号中「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第三号を削り、同条第二十項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十六項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十五項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十四項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十三項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第十二項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第十一項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第十項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第九項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第八項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第七項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第六項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第三項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第二項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第一項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第十八項中「第三条の二第二十一項」を「第三条の二第二十三項」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第一号中「第三条の二第二十項」を「第三条の二第二十二項」に、「を提出した」を「の提出をした」に、「第十四項第二号」を「第十六項第二号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第三条の二第二十一項」を「第三条の二第二十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第十五項中「第三条の二第二十一項」を「第三条の二第二十三項」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第一号中「第三条の二第二十項」を「第三条の二第二十二項」に改め、同項第二号中「第三条の二第二十項」を「第三条の二第二十二項」に改め、同項第三号中「第十七項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六項まで、第九項から第二十二項まで及び第二十七項から第三十三項まで」を「第五項まで、第十項から第二十四項まで及び第二十九項から第三十六項まで」に、「、第十六項及び第十七項」を「及び第十六項から第十九項まで」に、「第三条の二第二十一項」に、「第十五項から第十九項まで及び第二十二項から第二十六項まで」を「第十七項から第二十一項まで及び第二十四項から第二十八項まで」に改め、同項の表第十一項の項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同表第十五項の項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同表第二十項第二号の項中「第二十項第二号」を「第二十二項第二号」に、「次条第五項第二号」を「次条第七項第二号」に改め、同表第二十七項第三号の項中「第二十七項第三号」を「第二十九項第三号」に改め、同表第二十八項第一号の項中「第二十八項第一号」を「第三十項第一号」に改め、同表第二十八項第三号の項を次のように改める。

第三十項第三号	第二十五項第二号	次条第七項第二号及び第十一項第二号

第三条の十九第十三項の表第三十二項の項中「第三十二項」を「第三十五項」に、「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に、「同条第九項第一号」を「同条第十一項第一号」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十二項第一号」に改め、同表第三十二項の表第二項第二号の項中「第三十二項」を「第三十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に、「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に、「第九項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同表第三十二項の表第五項第四号の項中「第三十二項」を「第三十五項」に改め、同表第三十三項の項中「第三十三項」を「第三十六項」に、「第三条の十九第十五項」を「第三条の十九第十八項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第三条の二第十八項」を「第三条の二第二十項」に、「第十項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第三条の二第十七項」を「第三条の二第十九項」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十項中「第三条の二第十七項」を「第三条の二第十九項」に、「応じ」を「応じ」に改め、同項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三条の二第十六項」を「第三条の二第十八項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十七項」に、「同条第十六項」を「同条第十八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項第二号中「第三条の二第十九項」を「第三条の二第二十一項」に、「及び第九項」を「及び第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第三条の二第十三項」を「第三条の二第十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　前条第八項及び第九項の規定は、施行令第三条の二第十六項において準用する施行令第三条第十六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、前条第八項第一号中「次に掲げる書類の区分に応じそれぞれ次に定める電磁的記録又は情報」とあるのは「イに定める電磁的記録」と、「第三条第七項」とあるのは「第三条の二第十三項」と読み替えるものとする。

4　前条第八項及び第九項の規定は、施行令第三条の二第十一項において準用する施行令第三条第十六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、前条第八項第一号中「第三条第七項」とあるのは「第三条の二第七項」と、同号ロ中「前項各号」とあるのは「次条第三項各号」と読み替えるものとする。

第三条の二十第二項第一号中「をする者」の下に「（施行令第三条の二の二第十一項に規定する利子の支払をする者をいう。次号及び次項において同じ。）」を加え、同条第五項中「に、」を「（電磁的方法（法第六条第八項に規定する電磁的方法をいう。第七項において同じ。）により提供された当該